

茨城県で観光みやげ用の菓子の製造販売業を営み、同県内を中心に複数の店舗を経営する申立会社の営業損害について、原発事故に伴う風評被害によって観光客が減少したことを考慮して、その一部の店舗における売上げに関して、平成27年4月分から同年7月分までにつき影響割合を20%として、既払額を超える額が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X株式会社(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	逸失利益
期 間	自 平成27年4月 1日 至 平成27年7月31日

2 損害額の確認

申立人と被申立人は、前項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)の損害額が、金1270万6132円であることを相互に確認する。

3 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害項目(第1項記載の期間に限る。)に関する賠償金として、金731万3499円を支払い済みであることを相互に確認する。

4 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)についての和解金として、第2項記載の損害額金1270万6132円から、前項記載の既払金731万3499円を控除した残額である金539万2633円の支払義務があることを認める。

5 支払方法

(省略)

6 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年5月17日

（仲介委員 野崎晃）